

Title	スウェーデン刑法典(試訳) (三・完) : ニ〇〇六年一月一日現在の正文
Sub Title	The Swedish penal law (translation) (3)
Author	坂田, 仁(Sakata, Jin)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2006
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.79, No.12 (2006. 12) ,p.63- 104
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20061228-0063

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

スウェーデン刑法典（試訳）（三・完）

——二〇〇六年一月一日現在の正文——

坂 田 仁

刑法典目次

第一編 総則

第一章 罪及び罪の制裁

第二章 スウェーデン法の適用

第二編 罪について

第三章 生命及び健康に対する罪

第四章 自由及び平穩に対する罪

第五章 名誉侵害

第六章 性犯罪

第七章 家族に対する罪

第八章 窃盗、強盗及びその他の盗犯

第九章 詐欺及びその他の欺瞞

第十章 横領及びその他の背任

第十一章 債権者に対する罪その他

第十二章 損壊の罪……………

（以上七九卷一〇号）

第十三章 公共に危険な罪

第十四章 偽造に関する罪

第十五章 偽証、虚偽訴追及びその他の不実陳述

第十六章 公共の秩序に対する罪

第十七章 公共の活動に対する罪

第十八章 反逆罪

第十九章 王国の安全に対する罪

第二十章 職務過誤等

第二十一章 軍人の罪

第二十二章 戦時反逆罪

第二十三章 犯罪の未遂、予備、予謀及び共犯

第二十四章 刑事責任欠如の一般的根拠……………

（以上七九卷一一号）

第三編 制裁について

第二十五章 罰金

第二十六章 拘禁

第二十七章 条件付判決

第二十八章 保護観察

第二十九章 量刑と制裁の猶予

第三十章 制裁の選択

第三十一章 特別保護への委託

第三十二章 「一九八六年法律第六四五号をもつて効力停止」

第三十三章 勾留及び拘留期間の本刑算入

第三編 制裁について

第二十五章 罰金

第一条 罰金は、罪について定められているところに従い、

日数罰金、定額罰金又は標準化罰金として言渡される。

罰金は、一定の罰金形式が罪について定められていない

場合には日数罰金として、又は罪が三十日の日数罰金に

満たない刑を科すべき場合には定額罰金として、言渡さ

れる。(一九八〇年法律第一一三三号、一九八一年法律

第八五号、一九九一年法律第二四〇号、一九九三年法律

第二〇一号)

第二条 日数罰金は、三十日以上百五十日以下で定めなければならぬ。

第三十四章 罪の競合及び制裁の変更に関する規定

第三十五章 制裁の時効

第三十六章 財物の没収、企業罰金及び犯罪のその他の特別

法律効果

第三十七章 委員会について

第三十八章 訴訟法規定等

刑法施行法(抄)

..... (以上本号)

各々の日額は、被告人の収入、財産、扶養義務及びその他の経済的状況にてらして相当と判断されるところに従い、三十クローネ以上千クローネ以下の間の定額に定めなければならない。特別な理由がある場合には、日額の金額を減額修正することができる。

最低罰金額は、四百五十クローネとする。(一九九一

年法律第二四〇号)

第三条 定額罰金は、百クローネ以上二千クローネ以下に

定めなければならない。寡額の上限が特に規定されている

場合には、その規定が適用される。(一九九一年法律

第二四〇号)

第四条 標準化罰金は、罪について定められているところに従い、特別な算定根拠に従って定められなければならない罰金である。

最低罰金額は、百クローネとする。（一九九一年法律

第二四〇号）

第五条 罰金は、複数の罪のそれぞれに罰金が法定されている場合には、右の複数の罪に対する併合された刑としてこれを適用することができる。

特別な理由がある場合には、裁判所は、一個又は数個の罪に対して定額罰金が規定されている罪に対して、定額罰金を言渡し、かつ同時にその余の罪に対しては他の形式の罰金を言渡すことができる。

罰金における併合された刑は、標準化罰金又は拘禁に換刑することのできない罰金が規定されている罪にはこれを適用しない。（一九九一年法律第二四〇号）

第六条 複数の罪に対する併合された刑としての罰金は、その罪のどれかが日数罰金に当たる場合には、日数罰金としてこれを言渡すことができる。

併合された刑として、日数罰金は最高二百日及び定額罰金は最高五千クローネの金額に定めることができる。

右の罪のいずれかに最低の罰金刑が規定されている場合には、その刑を下回することはできない。（一九九一年法律第二四〇号、一九九三年法律第二〇一号）

第七条 罰金は国庫に帰属する。（一九九一年法律第二四

〇号）

第八条 罰金の納付及び徴収については、罰金刑執行法（一九七九年法律第一八九号）に定める。

他に定めのない限り、支払いのなかった罰金は、罰金刑執行法に定めるところに従い、十四日以上三月以下の拘禁に換刑することができる。（一九九一年法律第二四〇号）

第九条 裁判所又はその他の機関の決定によつて、特別な場合に科される過料については、第七条及び第八条を準用しなければならない。その他の過料については、本章において罰金について定めるところを適用しなければならない。（一九九一年法律第二四〇号）

第二十六章 拘禁

第一条 拘禁は、罪に対して有期又は終身と法定されているところに従つて宣告される。有期拘禁は、第二条又は第三条による場合を除き十年を超え、又は十四日を下回つてはならない。第二十八章第三条により保護観察と併科される拘禁を宣告する場合の拘禁の期間については同条に法定するところを適用する。

罰金の換刑処分としての拘禁については別に法定する。

(一九八一年法律第二二一号 (一九八一年法律第三三一号により改正))

第二条 拘禁は、複数の罪の一つに拘禁が伴う場合には、併合された刑としてこれを用いることができる。

有期の拘禁は、複数の罪の最高刑の上限を超えて設定することができる。但し、相互に合算された上限を超えてはならない。更に、刑の上限に下記の年数を加えた期間を超えてもならない。

- 一、刑の上限が五年の拘禁よりも短期の場合には一年、
- 二、刑の上限が五年又はそれより長期の拘禁であつて、八年の拘禁よりも短期の場合には二年、
- 三、刑の上限が八年又はそれより長期の拘禁の場合には四年。

第二項の適用に際して罰金は十四日の拘禁に相当するものと解さなければならない。

最低刑の上限は、これを下回つてはならない。(一九八八年法律第九四二号)

第三条 二年以上の拘禁に処された者が、その判決の確定後六年を超える拘禁に当たる罪を犯した場合、その者は再犯として右の罪に伴う最高刑の上限又は複数の罪にかかる場合には第二項の適用によつて右の罪に伴う最高刑

の上限を四年超える刑期の拘禁に処することができる。

二十一歳未満のときに犯された罪は、これを第一項に掲げる引上げの根拠とすることができない。

外国の判決はスウェーデンの判決と同一の効力を与えられる。(一九八一年法律第二二一号)

第四条 削除 (一九八八年法律第九四二号)

第五条 拘禁に処された者は、他に特別な定めのない限り、刑の執行のためこれを矯正保護施設に収容しなければならない。(一九九八年法律第六〇四号)

第六条 有期刑の執行を受けている者は、第二項もしくは第三項又は第七条による場合を除き、刑期の一年以上、かつ三分の二以上の執行を受け終つたときに仮釈放される。

仮釈放は、第二十八章第三条による拘禁又は罰金の換刑処分として宣告された拘禁ではこれを行わない。

対象者が要求する場合、仮釈放は、第一項又は第七条による時点よりも後にこれを延期することができる。

(一九八三年法律第二四〇号、一九九三年法律第二〇一号、一九九八年法律第六〇四号)

第六条 の二 削除 (一九九八年法律第六〇四号)

第七条 対象者が施設内執行に適用される事項に本質的に

違反した場合には、仮釈放の時期を延長することができる。

仮釈放の延長は、違反の度ごとに最高十五日とすることができる。

仮釈放の延長にかかる問題の審理に際しては、その違反行為が対象者に対するその他の否定的結果を及ぼすものと判断できるか又はすべきかを考慮しなければならぬ。（一九九三年法律第二〇一号、一九九八年法律第六〇四号）

第八条 複数の拘禁が同時に執行される場合には、第六条の適用に際して、合算された刑期に配慮しなければならない。但し、第二十八章第三条に従い宣告された拘禁の期間及び罰金の換刑処分についてはこれを適用しない。

第三十三章第六条並びに第七条及び刑期の計算等に関する法律（一九七四年法律第二〇二号）に従い刑が執行されたと解される期間もこれを執行を受けた期間に計算する。（一九九三年法律第二〇一号、二〇〇〇年法律第一七五号）

第九条 矯正保護は、第六条第三項による仮釈放の延期及び第七条による仮釈放の延長について決定を行う。

第一項に掲げる問題に関する決定は、他に命令のない

限り直ちに効力を生じる。（一九九三年法律第二〇一号、一九九八年法律第六〇四号、二〇〇五年法律第九六七号）

第十条 仮釈放の後には仮釈放の際に残存する刑期に相当する期間、但し最低一年間の観察期間が適用される。（一九八三年法律第二四〇号、一九九八年法律第六〇四号）

第十一条 監督が必要と判断される場合には、仮釈放の実施と同時に又は実施後に、仮釈放対象者を監督に付すべき旨を決定することができる。監督に関する決定は矯正保護がこれを言渡す。監督が決定されたがその後必要でないと判断される場合には、監督委員会は、監督を終了すべき旨を決定できる。第十八条による場合を除き、監督は、特に決定がない限り観察期間が一年経過したときにこれを終了しなければならない。（一九九三年法律第二〇一号、一九九八年法律第六〇四号、二〇〇五年法律第九六七号）

第十二条 監督及び施設外矯正保護は矯正保護の指揮の下で実施される。右の公務所は保護司を命じ、必要に応じて監督を補助する一人又は複数の者を命じることができ。（一九九八年法律第六〇四号、二〇〇五年法律第九

六七号)

第十三条 仮釈放された者は、監督に服する場合、保護司に自らの住居、就職及び監督に意味のあるその他の状況を通知し、呼出しに応じて保護司のもとに出頭し、及びその他保護司の指示に従つて保護司との接触を確保しなければならない。矯正保護が定めた程度で、保護司について定めた前段の事項は、矯正保護の公務員及びその他の者についてもこれを適用する。(一九九八年法律第六〇四号、二〇〇五年法律第九六七号)

第十四条 仮釈放された者は、観察期間中善行を保持し、能力に応じて自らの生活を維持し、その他本法又は本法に基づいて言渡された遵守事項もしくは指示によつて課せられたところに従い自らを正さなければならない。仮釈放された者は、呼出しに応じて矯正保護に出頭する義務がある。仮釈放された者が犯罪によつて生じた損害を賠償する義務を科されていた場合には、この義務を果たすためになし得ることを実行しなければならない。

仮釈放された者が監督に服しているとき、矯正保護は、監視並びに援助及び介助の仲介を通して、仮釈放された者が再犯をしないように、またその者の社会適応が促進されるように活動しなければならない。矯正保護は、こ

の目的のために仮釈放された者の生活及びその他の状況について継続的に通知を得ていなければならない。(一九九八年法律第六〇四号、二〇〇五年法律第九六七号)

第十五条 仮釈放された者が社会への適応のため、観察期間中に本人が遵守すべき特別遵守事項による介助を必要とするとは定する理由があるとき、右の遵守事項を期間を定めて又は当分の間言渡すことができる。特別遵守事項には下記の事項を定めることができる。

一、一度につき最高一年までの一定期間の住居又は滞在場所、

二、就職、その他の職業活動又は教育、

三、医療保護、禁酒保護もしくはその他の保護又は病院

もしくはその他同様な施設における保護もしくは治療。仮釈放された者が第一項第三号により保護又は治療を受けている場合、本人が依存性の薬物の影響を受けているか否かを統制するために、血液、尿又は呼気を提供する義務があることを遵守事項に定めることができる。

仮釈放されている者が犯罪によつて生じた損害の賠償を義務づけられている場合、本人の経済的状況又はその他の事情にてらして本人の社会への適応を妨げないと仮定される範囲内で、損害賠償義務の履行のための時期及

び方法について遵守事項を言渡すことができる。

仮釈放されている者が監督に服している場合、監督に当たつて適用される特別遵守事項を言渡すことができる。右の遵守事項には、仮釈放された者が保護司又は矯正保護と接触する方法及び範囲を指示することができる。更に、仮釈放された者が保護司又は矯正保護に、職場、学校又は遵守事項に記載されているその他の活動もしくは施設から離れたか否かを通知する義務を遵守事項として定めることができる。（一九九八年法律第六〇四号、二〇〇五年法律第九六七号）

第十六条 第十五条による遵守事項は、監督委員会によつて言渡される。矯正保護は、監督委員会が決定するまでの期間について第十五条による遵守事項を言渡すことができる。

仮釈放された者の発達及び個人的状況の結果をみて、監督委員会は、言渡された遵守事項を変更もしくは破棄し又は新たな遵守事項を言渡すことができる。（一九九八年法律第六〇四号、二〇〇五年法律第九六七号）

第十七条 保護司は、第十五条による遵守事項の執行の問題に関して指示を言渡し、また一時的な緩和を行い、直接必要な修正を措置することができる。

第十八条 仮釈放された者が本法又は本法に基づいて言渡された遵守事項もしくは指示により課されたことを遵守しない場合、監督委員会は、第十五条による順守事項の言渡し又は第三十七章第七条第一項による決定をせずに、下記の決定をすることができる。

一、仮釈放された者に警告を言渡すべき旨の決定、又は二、遅くとも観察期間の満了又は一年の観察期間の経過の後一定期間釈放された者を監督に付する旨の決定。

（一九八三年法律第二四〇号）

第十九条 仮釈放された者が自分の義務を甚だしく無視し、監督委員会のとれる措置によつては対象者が自らを改善することはないと仮定できる場合、右の委員会はその度ごとに最高十五日間条件付で承認された自由の没収を宣言することができる。（一九九八年法律第六〇四号）

第二十条 第十八条に定める措置は、観察期間の満了後はこれを決定することができない。第十九条に定める措置の決定は、監督委員会によりその問題が期間満了前に取上げられた場合に限りこれを言渡すことができる。（一九七三年法律第九一八号）

第二十一条 拘禁に処されたものが他の罪を犯していたと認定されたときの、条件付きで承認された自由の没収及

びその他の措置については第三十四章に法定する。

第二十二条 条件付で承認された自由を没収する問題もしくは第十八条に定める措置もしくは仮釈放された者を保護もしくは治療に服させるための措置をとる問題が生じた場合又はその者が監督を逃れた場合、監督委員会は、事情によりその後の命令のあるまで適当な方法で仮釈放された者を引致すべきことを命じることができる。右の決定はその事由の生じることとこれを再審理しなければならない。

前項により引致される者は、一週間を超えてこれを拘束してはならない。正当な理由が存する場合、新たな決定によつて、更に最高一週間その者を拘束すべきことを命じることができる。観察期間の満了後は引致される者を拘束することはできない。(一九八三年法律第二四〇号)

第二十三条 条件付で承認された自由が全面的又は部分的に没収を宣言された場合、新たな仮釈放の問題に関しては、没収された部分はこれを新たな判決による刑と解さなければならない。(一九八三年法律第二四〇号)

第二十四条 条件付で承認された自由の没収を宣言することができなくなつた場合、観察期間の満了とともに刑が

完全に執行されたと解さなければならない。

第二十七章 条件付判決

第一条 裁判所は、制裁を罰金にとどめることができないと判断される罪に対して、条件付判決を言渡すことができる。(一九九八年法律第九四二号)

第二条 条件付判決には、その罪に罰金刑が法定されているか否かに関係なく、最高二百日の日数罰金を併科することができる。(一九九一年法律第二四〇号)

第二条の二 被告人が同意する場合、条件付判決に社会奉仕命令にかかる遵守事項を付加することができる。右の遵守事項は、四十時間以上二百四十時間以下の無報酬の労働を行う義務を目的としなければならない。

裁判所は、社会奉仕命令の遵守事項を言渡すときには、判決の主文において、代替的に拘禁が制裁として選択される場合に、どの程度の刑期の拘禁が言渡されるべきかを指示しなければならない。

社会奉仕命令の遵守事項は、その理由が存する場合に、検察官の請求に基づき、これを変更又は終了することができる。(一九九八年法律第六〇四号)

第三条 条件付判決を受けた者は、二年間の観察期間に服

さなければならぬ。

観察期間は、罪に対する制裁にかかる事項における裁判所の裁判が同意意思表示により又はその他対象者に対して確定したときより起算される。

第四条 対象者は、観察期間中善行を保持し、能力に応じて自らの生計を維持しなければならない。

条件付判決が社会奉仕命令と結合している場合には、対象者は、矯正保護の作成する作業計画に従って社会奉仕命令を完遂しなければならない。（一九九八年法律第六〇四号、二〇〇五年法律第九六七号）

第五条 対象者は、罪によつて生じた損害を補償する義務を科されている場合には、自らの能力の範囲内でこの義務を完遂しなければならない。裁判所は、観察期間中に対象者が刑事損害賠償責任の全部又は一部を判決に指示された期間及び方法で完遂するよう努めるべき旨を定めることができる。

罪により財産上の損害が生じており、かつ、対象者の社会への再適応のために適切であると判断される場合には、裁判所は、対象者が判決に指示された期間及び方法で、損害を回復又は限定するための作業もしくは罪及び損害の性質にてらして適当と認められる作業を行うこと

で、損害受忍者を援助すべき旨を定めることができる。

右の遵守事項は、損害受忍者の同意のあるときにのみこれを言渡すことができる。

第一項又は第二項に定める遵守事項は、その理由があるときに、検察官又は対象者の申請によりこれを変更又は終了することができる。（一九九七年法律第七六一号）

第六条 対象者が条件付判決によつて科された事項を遵守しない場合、裁判所は、検察官が観察期間の満了以前に請求を行うという要件の下に、状況により次に掲げる措置をとることができる。

一、警告を対象者に発すべき旨の決定、

二、第五条に従い遵守事項を定め、又は既に定められた遵守事項を変更すること、

三、条件付判決を取消し、罪に対して別の制裁を定めること。

第一項第一号又は第二号の措置は、観察期間満了後はこれを行うことができない。

条件付判決が取消された場合、制裁の決定に当たつて第二条及び第三十四章第五条に従つて判決された罰金並びに社会奉仕命令の遵守事項の結果対象者が行つた事項に相当な配慮をしなければならない。この場合、罪に定

められている拘禁よりも短い刑期の拘禁を科することができる。第二条の二第二項に定める事項が判決に述べられている場合に、拘禁を判決するときは、刑期の長さを決定するときにこれを遵守しなければならない。(一九九八年法律第六〇四号)

第七条 対象者が他の罪を行つたと認められるときの条件付判決の取消及びその他の措置については、第三十四章に法定する。

第二十八章 保護観察

第一条 裁判所は、制裁を罰金にとどめることのできない罪に対して、保護観察を言渡すことができる。(一九九八年法律第九四二号)

第二条 保護観察には、その罪に罰金刑が法定されているか否かに関係なく、最高二百日の日数罰金を併科することができ。(一九九一年法律第二四〇号)

第二条の二 被告人が同意する場合、保護観察に社会奉仕命令にかかる遵守事項を付加することができる。右の遵守事項は、四十時間以上二百四十時間以下の無報酬の労働を行う義務を目的としなければならない。

裁判所は、社会奉仕命令の遵守事項を言渡すときには、

判決の主文において、代替的に拘禁が制裁として選択される場合に、どの程度の刑期の拘禁が言渡されるべきかを指示しなければならない。

監督委員会は、その理由が存する場合社会奉仕命令にかかる遵守事項を変更又は終了することができる。(一九九八年法律第六〇四号)

第三条 保護観察には、十四日以上三月以下の拘禁を併科することができる。

裁判所が保護観察及び拘禁を併科する場合には、同時に第二条に従い罰金に処し又は社会奉仕命令にかかる遵守事項を言渡すことはできない。

状況により必要とされる場合、裁判所は、右の拘禁の判決につき、その確定していないことに妨げられずこれを執行すべき旨を命じることができる。(一九九八年法律第九四二号、一九九八年法律第六〇四号)

第四条 保護観察は、その執行の開始の日から三年の観察期間中継続する。(一九八三年法律第二四〇号)

第五条 保護観察は、判決の日より監督と結合されなければならない。但し、裁判所は、対象者に対して判決の確定するまで監督の猶予を命じることができる。判決に対して上訴がある場合には、上級裁判所は、執行の停止を

命じることができる。

監督は、第四項又は第五条の二、第七条もしくはは第九条の規定による場合を除き、特段の命令のないままに観察期間のうちの一年が経過したときにはこれを終了しなければならない。

上級裁判所の決定の結果執行が停止されたが、その後被告人が保護観察の言渡を受ける場合、執行がなされなかつた期間は、観察期間又は第二項で定める期間にこれを算入してはならない。

保護観察が、対象者みずからが遵守するとした処遇計画に結合された場合、裁判所は、判決の中で、第二項に定めるよりも長期の監督期間を命じることができる。但し、右の期間は、処遇が完了するのに必要な長さを超えてはならず、また観察期間を超えてもならない。（一九九八年法律第六〇四号）

第五条の二 保護観察に社会奉仕命令の遵守事項が付加された場合、対象者は、矯正保護の作成する作業計画に従つて社会奉仕命令を完遂しなければならない。

対象者を社会奉仕命令の完遂に至るまで監督下におくために必要な場合、監督委員会は、観察期間のうちの一年間を経過した後においても一定期間対象者の監督につ

いて決定することができる。但し、その期間は観察期間を超えることができない。（一九九八年法律第六〇四号、二〇〇五年法律第九六七号）

第六条 第二十六章第十二条ないし第十七条に規定することとは、保護観察を言渡された者に関して準用しなければならない。裁判所は、特別な理由がない限り、判決の中で、監督担当者を命じなければならない。また、裁判所は、判決の中で、第二十六章第十五条第一項及び第二項並びに第二十七章第五条第二項に従い、遵守事項を定めることができる。監督委員会は、その理由があると認める場合には、右の遵守事項を変更し、又は廃止することができる。（一九九三年法律第二〇九号）

第六条の二 第三十章第九条第二項第三号に定める場合において、裁判所は、計画された処遇が保護観察を言渡すために決定的な重要性をもつときには、判決主文において、拘禁が代替的に制裁として選択される場合に言渡されなければならない拘禁の期間を定めなければならない。右の場合には、裁判所はまた、対象者がみずから従う処遇計画に関する遵守事項を常に定めなければならない。右の処遇計画に関する遵守事項と結合して、対象者が右の計画の遵守の重大な違反をした場合に、処遇に責任

をもつ者が矯正保護又は検察官に対して通告するべき旨を定めることができる。(一九九八年法律第六〇四号、二〇〇五年法律第九六七号)

第六条の三 第六条の二に定める場合に、裁判所は、対象

者が訴訟事件で拘留されている場合には、処遇ホーム又は処遇計画に示される保護提供者に対象者を引渡すまで、対象者の身柄を引致する旨命じることができる。右の引致の期間は一週間を超えてはならない。(一九九二年法律第三七三号)

第七条 保護観察の判決の結果科された義務に、対象者が従わない場合、監督委員会は、第二十六章第十五条により遵守事項を定めず、又は第三十七章第七条第一項に定める問題について決定せずに、次の決定をすることができる。

一、対象者に警告を発すべき決定、

二、観察期間の内の一年を経過した後もなお一定期間、但し観察期間の満了までの、対象者の監督の決定。

第一項第二号による監督が決定されたが、もはやそれが不必要であると判断される場合、監督委員会は、監督の終了すべき旨を決定することができる。裁判所が第三十四章第六条に基づいて、監督及びその一年間の継続に

ついて決定したときも同様である。

第一項に定める措置は、観察期間の満了後に、監督委員会がこれを決定することはできない。(一九八八年法律第九四二号)

第八条 対象者がその義務を悪意で無視した場合であつて、かつ監督委員会のとり得る措置に効果がないと考えられる場合には、監督委員会は、検察官が裁判所に対して保護観察を取消すべき旨の請求を行うことを要求しなければならない。監督委員会の提案がない場合であつても、右の請求は、対象者が第六条の第一項に定める場合においてその者に適用される処遇計画による義務を悪意で無視した場合にこれを提起することができる。(一九八八年法律第九四二号)

右の請求は、観察期間の満了以前に係属しなければならない。

第九条 保護観察が取消される場合、裁判所は、その罪に対して別の制裁を定めなければならない。この際、対象者が保護観察の判決の結果、並びに、第二条もしくは第三条又は第三十四章第六条により言渡された罰金又は拘禁により受忍したところに相当の配慮をしなければならない。本条に定める場合には、その犯罪に定められてい

るよりも短期の拘禁を言渡すことができる。第二条の第二項又は第六条の第二項に定める事項が判決の中に呈示された場合裁判所が拘禁を言渡すときにも、刑期の決定について右の事項を考慮しなければならない。

保護観察を取消すべき充分な理由が存在しないと認められる場合、裁判所は、それに代えて、第七条に定める措置を決定することができる。右の措置は、観察期間の終了後はこれを行うことができない。（一九八八年法律第九四二号、一九九八年法律第六〇四号）

第十条 対象者が他の罪を犯したと認められるときの、保護観察の取消及び他の措置については、第三十四章に法定する。

第十一条 保護観察を取消す問題又は第七条に定める措置もしくは対象者を保護もしくは処遇に従わせるための措置をとる問題が生じた場合、又は対象者が保護観察を逃れた場合、監督委員会又は第八条による請求の提起された裁判所は、状況の示すところに従い、次の命令をまつ間対象者を適切な方法で引致すべき旨命じることができ。右の決定は、再審査の事由の生じること、に、再審査されなければならない。

被引致者を一週間以上拘束することはできない。正当

な理由の存する場合には、新たな決定を以て、その者を更に、最高一週間拘束すべき旨命じることができる。

裁判所が保護観察を取り消すべき旨の決定を宣言するときに、対象者が引致されている場合には、裁判所は、その者を決定が確定するまで引致しておく旨命じることができ。

観察期間の満了後は、被引致者を拘束することはできない。（一九八七年法律第七六一号）

第二十九章 量刑と制裁の猶予（一九八八年法律第九四二号により本章新設）

第一条 刑は、統一的な法の適用の利益にてらして、罪及び総合された犯罪性の刑罰価値に従い適用可能な刑罰尺度の範囲内で定められなければならない。

刑罰価値の判断に当たつては、行為の意味した損害、侵害性又は危険、被告人がそれらについて認識しもしくは認識すべきであつた事柄、及び、被告人が有していた意図もしくは動機が個別的に考慮されなくてはならない。

第二条 刑罰価値の判断に当たつての加重状況としては、個々の犯罪類型について妥当するところとともに、特に下記の事項を考慮しなければならない。

一、被告人が現実を起こつたよりも相当に深刻な結果の

発生をその行為によって意図していたか、

二、被告人が特に無思慮を示していたか、

三、被告人が他の無保護状態にある者又は自己を守るのに特に困難を感じている者を利用したか、

四、被告人が自分の地位を悪用したか又はその他の特別な信頼関係を乱用したか、

五、被告人が深刻な強制、忌避又はその若さ、無理解もしくは依存的地位の乱用によってある者を罪の共犯に誘引したか、

六、罪が特に綿密に計画されたかもしくは大規模に実行された犯罪活動であつて、かつ、被告人が重要な役割を果している犯罪活動の一環として実行されたか、

七、犯罪の動機が人種、肌の色、国籍もしくは民族的出自、信仰、性的傾向又はその他の同様な事情に基づいた、ある個人、民族集団又はその他の同様な人々の集団を虐待することにあつたか、

八、罪がその親族との関係における児童の平穏及び信頼を損なうものであつたか。(一九九四年法律第三〇六号、二〇〇二年法律第三三二号、二〇〇三年法律第四〇八号)

第三条 刑罰価値の判断の際の減軽状況としては、一定の

場合について定められているところとともに、特に下記の事項を考慮しなければならない。

一、罪が他の者の重大な強要行為によつて生じたか、

二、被告人が精神的な障害もしくは意識の動揺の結果、又はその他何らかの原因により、自らの行為を統制する能力を著しく減殺していたか、

三、被告人の行動が、被告人の発達、経験又は判断能力の明らかな不足と結合しているか、

四、罪が強烈な人間的な同情心から生じているか、

五、行為が、刑事責任を免れるものではないが、第二十章に定める場合にかかわるものであるか。

罪の刑罰価値にてらして必要とされる場合には、その罪について規定されているところより軽い刑罰を言渡すことができる。(一九九四年法律第四五八号)

第四条 量刑に当たつて裁判所は、前二条に定める状況が制裁の選択又は条件付きの自由の没収によつて充分に考慮されない場合には、その罪の刑罰価値を超えて、妥当な範囲で被告人が以前に罪で有罪となつたことがあるか否かに配慮することができる。この際、前の罪の規模、前の罪との間に経過した時間及び以前の罪と新たな罪との間に経過した時間及び以前の罪と新たな罪とが同種の

ものであるか又は両方の罪が特に深刻なものであるかどうかを特に考慮しなければならない。

第五条 量刑に当たつて裁判所は罪の刑罰価値に重ねて妥当な範囲で、左記の事項を考慮しなければならない。

一、被告人が罪の結果として深刻な身体的損害を蒙つたか、

二、被告人がその能力に応じて罪の有害な作用を防ぎ、除去し、又は限定しようとしたか、

三、被告人が自首したか、

四、被告人がその罪の結果国外退去になることにより苦痛を受けることになるか、

五、被告人がその罪の結果勤務先から解雇されもしくは解雇を通告されることにより又は職業もしくは事業上のその他の阻害要因もしくは明白な困難により害されるか、又は、同じことにより害されることになると仮定できる根拠のある事由が存在するか、

六、被告人が高齢又は健康の不良の結果その犯罪価値に従つて量定された刑罰により理由なく厳しく害されるか、

七、罪の性質との関連で尋常でない期間が罪の実行以来経過しているか、

八、以上の他、罪の刑罰価値により理由づけられるよりは短期の刑を受けることが必要とされるような事情があるか。

第一項に定める事情が存在する場合、裁判所は、個別的な理由により必要とされるならば、その罪について規定されているより軽い刑罰を判決することができる。

第六条 第五条に定めるいずれかの事情にてらして制裁を判決することが明らかに理由のない場合、裁判所は制裁の猶予を言渡さなければならない。

第七条 ある者が二十一歳になる以前に罪を行つた場合、その若さが量刑に当たつて個別的に考慮されなければならない。この場合その罪について規定されているよりも軽い刑罰を判決することができる。

二十一歳になる以前に行われた罪については終身拘禁の判決をすることはできない。

第三十章 制裁の選択（一九八八年法律第九四号により本章新設）

第一条 制裁の選択に当たつて拘禁は条件付判決及び保護観察より重い制裁と解されなければならない。

特別保護への引渡しに関する規定は第三十一章に定める。

第二条 他に別段の定めのない限り、同一の罪に対して複数の制裁を判決してはならない。

第三条 ある者が複数の罪で判決を受けるとき、裁判所は他に別段の定めのない限り、それらの罪すべてについて併合された制裁を判決しなければならない。

特別な理由のある場合、裁判所は一個又は数個の罪について罰金の判決をすると同時に他の制裁の判決をすることができ。さらに、裁判所は他の罪に条件付判決又は保護観察の判決をすると同時に一個又は数個の罪について拘禁の判決をすることができ。

第四条 制裁の選択に当たつて裁判所は拘禁よりも軽い制裁を支持する事情に特に関心を示さなければならない。

この場合裁判所は第二十九章第五条に定める状況を考慮しなければならない。

拘禁の理由として裁判所は罪の刑罰価値及び種類の他に、被告人が過去に罪で有罪になったことを考慮することができる。

第五条 ある者が十八歳になる以前に行つた罪について、裁判所は正当な理由がある場合にのみ拘禁の判決をすることができる。右の場合裁判所は第一に拘禁に替えて閉鎖的少年保護に制裁を定めなければならないことが第三

十一章第一条の二に定められる。

ある者が十八歳になり、かつ二十一歳になる以前に行つた罪について裁判所は、行為の刑罰価値にたらし又はその他特別な理由がある場合にのみ拘禁の判決をすることができ。(一九九八年法律第六〇四号)

第六条 重大な精神的障害の影響の下に罪を行つた者を拘禁に処することはできない。右の場合、他のいかなる制裁も判決されるべきでないと認めるときは、裁判所は、被告人に制裁の免除を与えなければならない。(一九九一年法律第一一三八号)

第七条 制裁の選択に当たつて、裁判所は条件付判決の理由として、被告人が続けて犯罪で有罪になる危険を示す特別な事由を欠いているかどうかを考慮しなければならない。

拘禁に替えて条件付判決を科すべき特別な理由として、裁判所は、被告人が社会奉仕命令に関する遵守事項のついた判決に同意し、かつ、右の遵守事項が被告人の人格及びその他の事情にたらしめて適切であるかを否かを考慮することができる。(一九九八年法律第六〇四号)

第八条 社会奉仕命令を実行する義務又は罪に対するその他の効果にたらしめて罰金が被告人を極端に害するもので

はなくても、又はその他罰金を判決することを否定する特別な理由が存する場合であつても、条件付判決は日数罰金と併科しなければならない。（一九九八年法律第六〇四号）

第九条 制裁の選択に当たつて裁判所は保護観察の理由として、この制裁が被告人の将来の再犯を防ぐことに役立つと考える事由が存在するかどうかを考慮しなければならない。

拘禁に替わる保護観察の特別な理由として裁判所は、下記の事項を考慮することができる。

一、被告人の罪と結合していると仮定できる関連で、被告人の個人的又は社会的状況の目だつた改善が生じたか、

二、薬物乱用に対する処遇又は被告人の罪と結合していると仮定できるその他の状況に対する処遇を被告人が受けているか、

三、依存性薬物の乱用又は本質的な程度で保護もしくはその他の処遇を必要とするその他の特別な状況が罪の実行をたすけていた場合であつて、かつ被告人が自分のために作成された計画に従つて保護観察の執行と同時に命じられる適切な処遇を受ける意志を明確にして

いるか、又は

四、被告人が、保護観察に社会奉仕命令に関する遵守事項を併科することに同意し、かつ、右の遵守事項が被告人の人格及びその他の事情にてらして適切であるか。

（一九九八年法律第六〇四号）

第十条 保護観察と日数罰金とを結合すべきかという問題の判断に当たつて裁判所は罪の刑罰価値もしくは種類又は被告人の以前の罪にてらして日数罰金との結合が必要かどうか考慮しなければならない。

第十一条 罪の刑罰価値及び被告人の以前の罪にてらして不可避的に必要とされる場合にのみ保護観察は拘禁と結合させることができる。

第三十一章 特別保護への委託

第一条 二十一歳未満の者であつて、かつ罪を犯した者が社会サービス法（二〇〇一年法律第四五三号）又は少年の保護に関する特別規定（一九九〇年法律第五二号）による保護又はその他の措置の対象となり得る場合、裁判所は、社会福祉委員会に、同委員会により被告人のために作成された保護計画に従つて社会サービス領域において必要な保護を準備することを委託することができる。

委託は、社会サービスの計画した措置が、罰金又は第三項による少年奉仕命令が適用可能な場合にはそれと結合して、罪の刑罰価値及び種類並びに被告人の過去の罪にてらして十分に介入的と解し得る場合にのみこれを実施することができ。

作成された保護計画より被告人が社会サービス法に基づく保護又はその他の措置の対象となることが明らかの場合、裁判所は、右の保護又は措置を受ける旨の命令を言渡さなければならない。

罪の刑罰価値及び種類並びに被告人の過去の罪にてらして必要な場合、裁判所は、社会サービス領域内の保護への委託に下記の処分を結合することができる。

一、本件の罪に罰金刑が定められているかいないかに関係なく、二百日以下の日数罰金、又は

二、被告人の同意のある場合、被告人が無報酬の作業又はその他の特に命じられた活動（少年奉仕命令）を二十時間以上百時間以下の範囲で遂行するという特別な命令。

その理由のある場合、少年奉仕命令を伴う遵守事項は、検察官の申立てによりこれを変更又は破棄することができる。

財産的損害が罪によつて生じた場合であつて、かつ対象者の社会復帰を促進するのに適すると判断される場合、裁判所は、第一項の委託と結合して、その者が判決に示された時間及び方法で、右の損害を回復又は減少することを目的とするか又はその他罪及び損害にてらして適切と考えられる作業を行つて損害受忍者を援助するべき旨命じることができる。右の命令は、損害受忍者の同意のある場合にのみこれを言渡すことができる。（一九九一年法律第二四〇号、一九九八年法律第六〇四号、二〇〇一年法律第四五七号）

第一条の二 ある者が十八歳未満のときに罪を犯し、裁判所が第三十章の規定を適用した上で制裁を拘禁に定めるべきであると認めた場合、右の裁判所は、拘禁に替えて有期の閉鎖的少年保護に制裁を定めなければならない。但し、被告人の裁判時の年齢又はその他の事情にてらして特別な理由があるときはこの限りでない。

裁判所は、閉鎖的少年保護の期間を十四日以上四年以下に定めることができる。

執行に関する規定は、閉鎖的少年保護の執行に関する法律（一九九八年法律第六〇三号）に定める。（一九九八年法律第六〇四号により新設）

第二条 犯罪行為を行った者が薬物乱用者の保護に関する

法律（一九八八年法律第八七〇号）の対象となり得る場合、裁判所は、社会福祉委員会又は、既に右の保護を言渡されて保護ホームに収容されている者についてはそのホームの代表者に対して、必要な保護の準備を委託することができる。裁判所は、委託の決定をする以前に、社会福祉委員会又はホームを代表する者を審問しなければならない。

罪に法定された刑の上限が一年の拘禁を超える場合には、第一項に従う委託は、特別な理由がある場合にのみこれを行うことができる。（二〇〇一年法律第四五七号）

第三条 定められた制裁が罰金にとどまらなと判断される罪を犯した者が深刻な精神障害に罹っている場合、裁判所は、その精神状態及びその他の個人的な状況にてらしてその者を自由剝奪及びその他の強制と結合した精神医学的保護のための医療保護施設に収容する必要がある場合、その者を法精神医学的保護に委託することができる。

罪が深刻な精神障害の影響下に犯された場合、裁判所は、その精神障害の結果その者が深刻な犯罪を再度実行する危険が存するならば、法精神医学的保護に関する法

律（一九九一年法律第一一二九号）により特別な解除事由審理が行われるべき旨決定することができる。

被告人の過去の罪にてらして又はその他の理由により必要な場合、裁判所は、法精神医学的保護への委託と結合して、他の制裁を言渡すことができる。但し、拘禁又は他の特別保護への委託を言渡すことはできない。（一九九一年法律第一一三八号）

第四条 削除（一九九一年法律第一一三八号）

第三十二章

（一九八六年法律第六四五号をもつて効力停止）

第三十三章 勾留及び拘置期間の本刑算入

第一条ないし第四条 削除（第三条は一九七三年法律第四三三号、その他は一九八八年法律第九四二号）

第五条 制裁の執行期間として算入すべき自由剝奪に関する規定は、刑期の計算等に関する法律（一九七四年法律第二〇二号）及び閉鎖的少年保護に関する法律（一九九八年法律第六〇三号）に定める。（二〇〇〇年法律第一七五号）

第六条 ある者が有期の拘禁又は閉鎖的少年保護に処され又は裁判所が第三十四章第一条第一項を適用して右の制

裁がその他の罪をも対象とすべき旨命じた場合であつて、かつ、対象者が訴訟事件における判決によつて審理された罪にかかる被疑事実を事由として刑期の計算等に関する法律（一九七四年法律第二〇二号）第十九条の二第一項に従ひ矯正保護施設又は特別ホームにおいて右の制裁が執行されたものと算定されるべき方法で自由を剝奪されていた場合、裁判所は、右の制裁が当該自由剝奪によつて完全に執行されたと解すべき旨命じることができる。右の決定の要件は、宣告された制裁の超過する自由剝奪の期間が小さいことである。

裁判所が条件付判決又は保護観察を取消して、有期の拘禁又は閉鎖的少年保護を判決する場合、第一項の規定は、刑期の計算等に関する法律（一九七四年法律第二〇二号）第十九条の二第二項に定める自由剝奪の問題にもこれを適用する。

ある者が罰金に処され、かつ訴訟事件における判決によつて第一項に定める方法で自由を剝奪されていたと認定された罪にかかる嫌疑を事由として、裁判所は、制裁の全部又は一部が右の自由剝奪によつて執行されたと解すべき旨命じることができる。

第七条 第六条、刑期の計算等に関する法律（一九七四年

法律第二〇二号）第十九条の二及び閉鎖的少年保護の執行に関する法律（一九八八年法律第六〇三号）に定める制裁の執行として自由剝奪期間を算定する旨の規定について、裁判所は、それに反する特別な理由の存しない場合、王国外で生じた自由剝奪についてもこれを適用することができる。（二〇〇〇年法律第一七五号により新設、二〇〇三年法律第一一五七号）

第八条 宣告された制裁に関する上訴の上級審における審理に際して、第六条及び第七条に定める問題に関する決定は、当該決定について上訴されていなくても、これを変更することができる。（二〇〇〇年法律第一七五号）

第九条 削除（一九八八年法律第九四二号）

第三十四章 罪の競合及び制裁の変更に関する規定

第一条 罪により拘禁、条件付判決、保護観察又は閉鎖的少年保護に処された者がその判決の前に罪を犯したか又はその判決の後であるがその判決の執行の完了するかも知しくは停止する前に新たな罪を犯している場合、裁判所は、第二条ないし第七条に規定されていることを遵守して、その事情に應じて、

一、前に宣告された制裁が第二の罪も対象としなければ

ならない旨決定し、

二、個別に第二の罪について制裁に処し、又は

三、前の判決が確定している場合には、宣告された制裁を取消し、双方の罪について他の種類の制裁に処することができ。

第二十八章第三条により拘禁が保護観察に併科された場合、本章の規定の適用に当たつて右の宣告された拘禁の制裁は保護観察の一部と解さなければならない。（一九九八年法律第六〇四号）

第二条 対象者が終身拘禁に服している場合には、第一条第一号による命令のみを言渡すことができる。

第三条 前に宣告された制裁が有期の拘禁である場合に第一条第一号による命令のみを言渡すことができるのは、前の罪と比較して新たな罪がその制裁に⁽¹⁾てらしてさしたる意味をもたない場合又はその他正当な理由のある場合にのみ限られる。

前の判決の執行開始前に行われた罪に対する刑が第一条第二号を適用して宣告される場合には、刑の決定に際してできる限り、全体として第二十六章第二条に従い双方の罪に対して宣告できるところを刑が超過しないことを遵守しなくてはならず、また、犯罪について法定され

ているよりも軽い刑を宣告することができる。

第一条第三号による拘禁の取消は、その刑の執行が完了する前に判決が言渡される場合にのみこれを行うことができる。

第四条 拘禁から仮釈放された者について第一条第一号又は第二号を適用する場合、観察期間中に罪が行われた場合には条件付きで承認された自由又はその一部を没収しなければならない。但し、特に理由がある場合はその限りでない。

条件付きで承認された自由を没収しない理由またはその一部のみを没収する理由として、裁判所は下記の事項を考慮しなければならない。

一、新たな罪が前の罪に比較して軽い性質のものであるか否か、

二、双方の罪に長期間の隔たりがあるか否か、又は

三、その他没収に理由のないことが明らかであるか否か。

没収を行わない旨の第一項による決定をする場合、裁判所は、第二十六章第十八条に掲げる措置を決定するか、又は第二十六章第十条より生じる期間を最大一年超える観察期間の延長を決定することができる。

第三項による決定は観察期間の満了以前にのみこれを

行うことができる。没収は、これに関する問題が仮釈放されている者が拘留されているか又は観察期間の満了から一年以内に公訴の送達を受けた場合にのみこれを決定することができる。(一九九八年法律第六〇四号)

第五条 前の制裁が条件付判決である場合、第一条第一号による命令は、観察期間の開始前に犯された罪についてのみこれを言渡すことができる。

第一条第一号による命令を言渡す場合、裁判所は、新たな罪の刑罰価値又は種類から必要とされる場合には右の罪に罰金が定められているか否かに関係なく二百日以下の日数罰金に処することができる。

裁判所が第一条第三号により条件付き判決を取消す代わりに第一条第一号を適用し得べきために必要な場合には、裁判所は、第三十章第七条第二項に示される特別な理由が存在するとき条件付判決に社会奉仕命令に関する遵守事項を併科する旨の決定をすることができる。右の遵守事項を言渡す場合、裁判所は第二十七章第二条の第二項を適用しなければならない。

第一条第一号又は第二号を適用する場合、裁判所は、対象者が拘留されているか又は観察期間の満了以前に公訴の送達を受けている訴訟事件においてこの問題が生じ

た場合に限り、第二十七章第六条第一号もしくは第二号による措置を決定するか又は観察期間を三年に延長しなければならない。

第一条第三号により条件付判決を取消す場合、裁判所は、新たな制裁を定めるとき、第二項又は第二十七章第二条により宣告された罰金及び対象者が社会奉仕命令にかかる遵守事項の結果負担したことに相当な配慮を払わなければならない。この際裁判所は、その罪について法定されているよりも短期の拘禁に処することができる。

第二十七章第二条の第二項に掲げる情報が提供されていた場合には、拘禁を宣告する場合の刑期を定めるときにこの点に考慮を払わなくてはならない。

対象者が拘留されているか又は観察期間の満了一年以内に公訴の送達を受けている訴訟事件においてこの問題が生じた場合に限り、条件付判決は第一条第三号によりこれを取消すことができる。(一九九一年法律第二四〇号及び一九九八年法律第六〇四号)

第六条 前の制裁が保護観察である場合、第一条第一号の適用に際し、裁判所は、新たな罪の刑罰価値もしくは種類から必要とされる場合又は被告人の前の罪が要求する場合には罰金が定められているか否かに関係なく二〇〇

日以下の日数罰金に処することができる。

第一条第三号に従い保護観察を取消し、拘禁に処す代わりに第一条第一号を適用し得るために必要な場合、裁判所は、第三十章第九条第二項第四号に示される特別な理由が存在するときには保護観察に社会奉仕命令にかか

る遵守事項を併科すべき旨の決定をすることができる。右の遵守事項を言渡す場合、裁判所は第二十八章第二条の第二項を適用しなければならない。

新たな罪に拘禁が定められている場合であつて、かつ第三十章第十一条に述べる事情にてらして自由剝奪を伴う命令を併科せずに第一条第一号を適用できない場合には、裁判所は、第一項により罰金に換えて第二十八章第三条により拘禁に処することができる。

第一条第一号又は第二号を適用する場合、裁判所は、第二十八章第九条に掲げる措置を決定するか、又は観察期間を最高五年まで延長することができる。対象者が第三十章第九条第二項第三号に掲げる処遇計画に従う責任を引受けた場合には、第二十八章第六条の二の規定を適用する。

第一条第三号を適用して被告人を拘禁に処する場合に、刑期を定めるとき、被告人が保護観察の判決の結果負担

したこと及び第一項又は第二十八章三条により宣告された拘禁の執行を受けたこと並びに第一項又は第二十八章第二条により宣告された罰金に相当な配慮をしなければならない。本条に掲げる場合、罪について定められたところより短い刑期の拘禁を宣告することができる。第二十八章第二条の第二項又は第六条の第二項に掲げる事項が判決の中に呈示されていた場合には、拘禁を宣告する場合の刑期を定めるときにこの点を考慮しなくてはならない。

対象者が拘留されているか又は観察期間の満了前に公訴の送達を受けている訴訟事件においてこの問題が生じた場合以外には、第三項による拘禁を宣告し、また、第二項による遵守事項を伴う決定、第四項による決定又は保護観察の取消の決定を言渡すことはできない。（一九九八年法律第六〇四号）

第七条 前の制裁が閉鎖的少年保護である場合、第一条第一号による命令は、前の罪が新たな罪に比較してその⁽³⁾制裁にてらしてさしたる意味をもたない場合か又はその他特別な理由のある場合にのみこれを言渡すことができる。

第一条第二号を適用して前の判決の執行が開始する前

に行われた罪に対する制裁に処する場合には、制裁を定めるに当たり双方の制裁が併合されて、双方の罪に対して宣告されるべきであつたところを超過しないことを遵守しなければならない。その際裁判所は、新たな罪について定められているところより軽い刑に処することができる。

第一条第三号を適用して被告人を拘禁に処する場合の刑期を定めるとき、閉鎖的少年保護の判決の結果被告人が負担したことに相当な配慮をしなければならない。閉鎖的少年保護の取消にかかる決定は、判決が確定された執行期間の経過し終る以前に言渡される場合にのみこれを行うことができる。(一九九八年法律第六〇四号により新設)

第八条及び第九条 削除 (第八条は一九七九年法律第六八〇号、第九条は一九八一年法律第二一一号)

第十条 第一条第一号を適用して、確定判決により前の訴訟事件において宣告された拘禁、条件付判決、保護観察又は閉鎖的少年保護がその後の罪を対象とすべき旨命令された場合で、かつ前の制裁が確定判決をもつて上級審の裁判所により変更される場合、当該罪にかかる制裁の問題は、検察官の届出をまつて裁判所により新たに審理

されなければならない。第三条第二項又は第七条第二項を適用して制裁を決定する場合で、かつ前の制裁を変更するときも同様としなければならない。

有期の拘禁の判決又は閉鎖的少年保護の判決を執行すべきときに、他の罪で宣告された制裁の執行が開始される前にその罪を行つたことが明らかになる場合で、かつ二番目の制裁に考慮を払つたことが判決から明らかでないときには、右の二個の判決が確定した後に、裁判所は、検察官の届出をまつて第三条第二項又は第七条第二項を適用して、対象者が最終的に執行されるべき判決の結果に服すべきところを決定しなければならない。(一九九八年法律第六〇四号)

第十一条 終身拘禁の判決及び罰金、罰金の換刑処分、有期拘禁、条件付判決、保護観察又は閉鎖的少年保護の判決が一度の執行に生じた場合、終身拘禁が第二の制裁に代替しなければならない。

二年以上の有期拘禁又は二年以上の閉鎖的少年保護の判決及びこれらの判決の執行の開始前に言渡された罰金又は罰金の換刑処分の判決が一度の執行に生じた場合、右の拘禁刑又は閉鎖的少年保護が第二の制裁に代替しなければならない。(一九六六年法律第六四五号、一九九

八年法律第六〇四号）

第十二条ないし第十七条 削除（第十二条は一九七九年法律第六八〇号、第十三条は一九八一年法律第二二一号、その他は一九七五年法律第六六七号）

第十八条 二個以上の罪に対する併合された制裁としてある者を拘禁に処した判決の執行のためにスウェーデンへの移送又は犯罪人引渡の問題が生じる場合であつて、かつ外国の法律によつて移送又は犯罪人の引渡が全部の罪については行うことができないとき、裁判所は、検察官の届出をまつて、宣告された併合された制裁を取消し、移送又は犯罪人引渡が実行可能な罪に対する制裁を宣告しなければならない。

第一項に定めることは、二個以上の罪を対象とするスウェーデンの刑事訴訟判決が刑事訴訟判決の執行に関する国際共助に関する法律（一九七二年法律第二六〇号）又は社会内矯正保護に関する国際共助に関する法律（一九七八年法律第八〇一号）に従い国外で執行すべき場合であつて、かつ罪の一個又は数個に関して外国の法律により執行に障害が存するときも同様としなければならない。（一九八一年法律第二二一号、二〇〇三年法律第一一五七号）

（訳注）（1）有期拘禁、（2）拘禁、（3）閉鎖的少年保護。

第三十五章 制裁の時効

第一条 罪について下記の期間被疑者が拘留され又は公訴の送達を受けることがなかつた場合制裁を宣告することはできない。

一、その罪について一年を超える重い刑が伴わない場合は二年、

二、最も重い刑が一年を超えるが二年の拘禁を超えない場合は五年、

三、最も重い刑が二年を超えるが八年の拘禁を超えない場合は十年、

四、有期拘禁の最も重い刑が八年を超える場合は十五年、

五、その罪に終身拘禁が伴う場合は二十五年。

一つの行為が多数の罪を含む場合、それらの一つに長期の制裁を宣告できる限り、前項の規定に妨げられずその全ての罪に対して制裁を宣告することができる。

第二条 削除（一九七五年法律第六六七号）

第三条 拘留されている者が公訴の送達を受けることなく釈放され、又は公訴の送達を受けた後に訴訟事件が却下

もしくは抹消される場合、制裁を宣告する可能性の問題については、拘留又は公訴の送達が行われなかつたものと解さなければならない。

第四条 第一条に定める期間は、罪が行われた日からこれを計算しなければならない。行為の結果の発生が制裁の宣告の要件になっていた場合には、右の期間は当該結果の発生した日より計算しなければならない。

第六章 第四条ないし第六条及び第八条第三項に掲げる罪又は右の罪の未遂が十八歳未満の児童に対して犯された場合、第一項に定める期間は被害者が十八歳に達した日又は達すべきであつた日からこれを計算する。第六章第一条ないし第三条及び第十二条に掲げる罪又は右の罪の未遂が十八歳未満の者に対して犯された場合についても同様としなければならない。

軽微でない会計帳簿罪において、罪から五年以内に帳簿作成責任者が破産を宣告され、債権者との弁済合意書を獲得もしくは提供し又は自らの支払を停止した場合、右の期間はその効果が発生したときから計算しなければならない。罪から五年以内に帳簿作成責任者が租税又は課税監査の対象となつた場合、右の期間は監査が決定された日から計算しなければならない。(一九九四年法律

第一四九九号及び一九九六年法律第六五九号、二〇〇五年法律第九〇号)

第五条 削除 (一九七一年法律第九六四号)

第六条 第四条に述べる日より下記の期間が経過した後はいかなる場合においても制裁を宣告することはできない。

一、罪が罰金より重い刑を伴わず、かつ右の罪に対する制裁の宣告の期間が第一条第一号により定まる場合は五年、

二、第一号に述べる場合の他、罪が二年を超える拘禁を伴うことのない場合は十五年、

三、右以外の場合は三十年。(一九七一年法律第九六四号)

第七条 宣告された罰金は、その判決が確定してから五年が経過したときに時効となる。示された期間の満了の際に罰金の換刑処分の申請が対象者に送達され、この申請の審理が終局しない場合にはこれを適用しない。右の申請が罰金を換刑するに至らなかつた場合、この訴訟事件における裁判所の決定が確定したときに罰金は時効となる。宣告された換刑処分の時効については別に定める。

対象者が死亡するとき罰金は時効となる。対象者の生存中に判決が確定し、罰金の支払のために動産が差押さ

えられ又は供託がなされた場合には、右の罰金はこれらの財産から支払わなければならない。

前項の規定は宣告された過料にもこれを適用する。

（一九八三年法律第三五一号）

第八条 宣告された拘禁は、その判決が確定したときから下記の期間を経過する以前にその執行が開始されない場合時効となる。

一、一年以下の拘禁が宣告された場合は五年、

二、一年を超えるが、四年以下の拘禁が宣告された場合は十年、

三、四年を超えるが、八年以下の拘禁が宣告された場合は十五年、

四、八年を超える拘禁が宣告された場合は二十年、

五、終身拘禁が宣告された場合は三十年。（一九七一年

法律第九六四号）

第九条 有期で宣告された拘禁の執行が中断する場合、継続する執行の問題について、第八条に述べたところを準用するものとし、その際、宣告された刑の残存部分にてらして期間を計算しなければならない。右の期間は、中断が生じた日又は仮釈放が実施されたが取消されたときには取消の決定が確定した日からこれを計算する。

第十条 閉鎖的少年保護は、その判決が確定した時から五年を経過する以前に執行が開始されなかつた場合時効となる。

閉鎖的少年保護の判決の執行が中断する場合、継続する執行の問題について、第一項に述べたところを準用しなければならない。期間は中断の日からこれを計算しなければならない。（一九九八年法律第六〇四号）

第十一条 削除（一九八六年法律第六四五号）

第三十六章 財物の没収、企業罰金及び犯罪のそ

の他の特別法律効果（一九八六年法律第二八号）
（一九八六年法律第二八号）により章名変更、新文言）

〔没収について〕

第一条 罪による対価は、本法に従いこれを没収すると宣告しなければならない。受領行為が本法により罪を構成する場合、犯罪と結合した費用の補償として受領したのも同様とし、受領したものに代えてその価格の没収を宣告することができる。

他に規定の存しない限り第一項の規定は、他の法令による罪と結合している罪に一年を超える拘禁が定められている場合、右の罪の対価及び費用の補償に関しても、これを適用する。（一九八六年法律第一〇〇七号、二〇

○五年法律第二八三号)

第一条の二 罪の対価の没収をすることが明らかに理由がないとする判断に際しては、特にその罪を事由とする刑事損害賠償義務が科されることになるか又は完済されたと仮定すべき事由が存在するか否かの事情を考慮しなければならぬ。

罪の対価に代わる財物、罪の対価による収益及び罪の対価に代わる財物による収益もこれを罪の対価と解する。
(二〇〇五年法律第二八三号)

第二条 本法により罪の際補助用具として使用した財物又は罪を通して生じる財物は、犯罪の予防のために必要とされる場合又はその他特別な理由が存する場合にこれを没収すると宣告することができる。その罪が既遂になるか又はその経過が可罰的な未遂を構成するかもしくは可罰的な予備もしくは予謀を構成する場合には、本法による罪の際の補助用具として用いられることを目的とした財物についても同様とする。

第一項に定めることは、本法による罪によつてもたらされた財物、その使用が本法による罪を構成する財物及び第三者が本法による罪を構成する方法で関わりをもつた財物にもこれを適用する。

右の財物に代えてその価格の没収を宣告することができる。

他に特に定めのない場合、第一項及び第三項の規定は、本法以外の法令により罪の補助用具として使用されまたは使用を意図された財物に関しても、右の罪に一年以上の拘禁が定められている場合にはこれを適用しなければならない。(二〇〇五年法律第二八三号)

第三条 没収は、第二条に掲げる場合の他下記の対象物についてもこれを決定することができる。

一、その特別の性質及びその他の事情から犯罪の用に供される危険のあるもの、

二、生命又は健康に対する罪に際して凶器としての使用に適しているもの及び同様の用に供される危険があるとの事由になる事情の下で発見されたもの、又は

三、財物の損害を含む罪の際に補助用具としての用に供されるのに適しているもの及び同様の用に供される危険があるとの事由になる事情の下で発見されたもの。

(一九八九年法律第一三六号)

第四条 経済活動の執行中に行われた罪の結果生じた経営者の経済的利益は、第一条もしくは第二条又はその他特に定められているところに該当しないときであつても、

その価格の没収を宣告しなければならない。

第一項に述べることは、没収に理由のない場合にはこれを適用しない。その状況の判断に際しては、特に、罪による経済的利益に対応する支払義務が経営者に課されているか又は履行されている事情に考慮を払わなければならない。

没収を宣告されるべきものの証明が不可能か又は特に困難である場合には、右の事情にてらして相当な金額に価格を評価することができる。（一九八六年法律第一〇〇七号）

第五条 罪の結果としての財物又はその価格の没収は、他に定めのない限り、下記の者についてこれを行うことができる。

- 一、行為者又は犯罪の共犯者、
- 二、行為者又はその他の共犯者がその代理をした者、
- 三、罪による利益を提供された者又は第四条に掲げる経営者、

四、罪の後に遺産分割によりもしくは相続もしくは遺言に基づいてもしくは贈与により右の財物を獲得した者又は罪の後に右以外の方法で右の財物を獲得した者であつて、かつその際に右の財物と罪との結合について

知つていた者又は知つていたと仮定する相当な事由のある者。

罪の際の財物が第一項第一号ないし第三号に示す者のいずれにも属さない場合、その財物を没収することとはできない。第一条の二により対価と解すべき財物は、没収された財物がその代替となつている財物が右の罪の際に第一項第一号ないし第三号に示す者の一人に属していた場合には、その没収を宣告することができる。

没収を宣告された財物に対する個別の権利は、右の権利についても没収が宣告されていない場合存続する。

強制執行又は支払保全によつて得られた権利は、財物が没収を宣告された場合、特別な事由により右の権利が存続する旨の命令がない限り終了する。（一九八七年法律第七九一号、二〇〇五年法律第二八三号）

第六条 裁判所は、没収に代えて乱用の防止のための措置を定めることができる。

「企業罰金について」

第七条 経済活動の執行中に行われた罪について、検察官の請求に基づき、下記の場合に経営者に企業罰金を科さなければならない。

- 一、罪が経済活動と一体になつている義務の重大な無視

又はその他重大な無視を意味する場合、及び

二、経営者が罪を防止するために要求されるのが相当であることがらを実行しなかった場合。

第一項の規定は、罪が経営者に向けられたものである場合又はその他企業罰金を課することが明らかに相当でない場合にはこれを適用しない。(一九八六年法律第一〇〇七号)

第八条 企業罰金は最低一万クローネ最高三百万クローネにこれを定めなければならない。

第九条 企業罰金の額を定めるとき罪の種類、大きさ及び経済活動との関係に特に配慮しなければならない。

第十条 企業罰金は、下記の場合にはこれを猶予し又は第九条の適用により生じるところより低く設定することができる。

一、罪に対する制裁が経営者又はその代表者に宣告される場合、

二、罪が経営者に対して他の支払義務又は特別な法律効果をもたらず場合、又は

三、その他特別な理由で必要とされる場合。

〔通則〕

第十一条 刑に処されることの特別な法律効果として他の

法律又は法令に定められていることは、第一章第三条に掲げる他の制裁についてもこれを適用する。

第一項の適用に際して条件付判決及び保護観察並びに、判決に他の命令のない場合特別保護への委託は、拘禁と同じものと解さなければならない。この際、右の命令がある場合には保護観察及び特別保護への委託は、六月以上の拘禁に相当すると解さなければならない。

第十二条 制裁の宣告が罪に伴う財物の没収又はその他の特別法律効果の要件になっている場合、裁判所は、右の罪に対する制裁が猶予される場合にもその事情の示す限り、右の法律効果の実現を命じることができる。

第十三条 罪が十五歳未満の者又は重篤な精神障害の影響下に行動した者によつて行われた場合、裁判所は、その者の精神状態、行為の性質及びその他の事情にてらして相当と解し得る場合にその限度でのみ、財物の没収又は罪に伴うその他の法律効果について決定することができる。(一九九一年法律第一一三八号)

第十四条 犯人の死亡又はその他の原因に基づき制裁の宣告ができない場合、罪にかかる訴訟事件における召喚状が右の罪が行われてから五年以内に送達されていた場合にのみ、右の罪に基づき財物の没収を宣告しもしくは企

業罰金を課し、又は乱用の防止のための措置を定めることができる。この場合の申立は、公の観点より必要とされる場合にのみ検察官がこれを提起することができる。

前項の場合には、第三十五章第三条に法定するところを準用する。

第十五条 没収もしくは乱用の防止のための措置又は企業罰金の決定は、右の決定の確定した日から十年以内に執行されない限りその効力を失う。

第十六条 没収又はその他の罪の特別な法律効果について宣告を言渡すことが法律又は法令に規定されている場合、右の法律効果が明らかに不合理である場合には宣告を放棄することができる。（一九八六年法律第一〇〇七号）

第十七条 他に定めのない場合没収された財物及び企業罰金は国庫に帰属する。

罪の対価であつて、

一、個人に対する損害、又は

二、個人が取戻権を有する支払手段

に対応するものが第三者のもとで没収の宣告を受けた場合、国は、没収の決定に基づき国庫に帰属することになったものの価格に至るまで、右の第三者に代わつて損害受忍者又は補償の権利を有する者に対する補償の責任を

負う。右の決定の執行に際して没収の執行を受けた者は、その者が損害受忍者又は補償の権利を有する者に対する補償として支出したことを自ら明らかにした部分を差引く権利を有する。（一九八六年法律第一〇〇七号、二〇〇五年法律第二八三号）

第三十七章 委員会について

第一条 政府は、監督委員会の管轄区域を定める。

監督委員会とは、政府が本条の定める人数より多数の委員を命じる場合を除き、委員長、副委員長及びその他の三人の委員により構成される。委員会は、委員長及び二人の委員で決定権を行使できる。緊急の場合及び重要性の小さい事件では、委員長単独で委員会を代表して決定することができる。右の決定は委員会の直後の会議にこれを届出なければならない。

政府は、監督委員会が部に分かれてその事務を行うことを命じることができる。右の部については委員会について法定するところを適用可能な範囲で適用する。（一九八三年法律第二四〇号）

第二条 政府又は政府の指定する公務所は、監督委員会の委員長及び副委員長を命じる。副委員長は、委員長不在

の際に委員長に代わつてその職務を遂行する。委員長及び副委員長が不在の場合には、矯正保護がその臨時代理を命じる。委員長、副委員長及び臨時代理は法曹資格を有し、かつ裁判官としての職務経験を有する者でなければならない。

その他の委員は選挙により選出される。これら委員にはそれと同数の代理委員を選出する。選挙は、監督委員会の管轄区域が一個のコミュニティのみを含む場合にはコミュニティ参事会が、その他の場合にはランヅティング参事会がこれを実施する。委員会の管轄区域の中にランヅティングに編入されていないコミュニティが存在する場合には、州庁が人口に従つて定めるランヅティング及び右のコミュニティの相互間の分割を行つて、ランヅティング参事会及び右のコミュニティ参事会が右の選挙を実施する。複数の州又は州の一部が一つの監督委員会に編入されている場合には、同じ根拠に従つて政府が各州又は州の一部の委員及び代理委員の数を確定する。

ランヅティング参事会又はコミュニティ参事会の参事会員のうち、選挙にかかる人の数で出席参事会員の数を除して得られる商に一を加えた数の参事会員が要求する場合、ランヅティング参事会及びコミュニティ参事会による

委員又は代理委員の選挙は比例制としなければならない。右の商が分数になる場合には、直近の大きい整数に丸めを行わなければならない。右の比例制選挙に際しては、比例制選挙の方法に関する法律（一九九二年法律第三三九号）の規定を適用する。代理委員が比例制で選挙されない場合には、選挙の際に代理委員が職務遂行に招集される順序も定めなければならない。

委員及び臨時代理以外の代理委員は四年ごとに選出しなければならない。比例制選挙で選出された委員がこの期間の満了以前に辞任する場合には、代理委員が選挙の際に定められた代理委員間の順序に従つて委員会に加わる。比例制選挙で選出されなかった委員又は代理委員が辞任する場合には、この期間の残余期間について新たな委員又は代理委員を選出しなければならない。臨時代理は最大六月間命じられる。

委員又は代理委員を選出しなければならないとき、監督委員会は、委員又は代理委員を選出すべき者に対してその旨の届出をしなければならない。（一九九四年法律第五九八号、二〇〇五年法律第九六七号）

第三条 監督委員会の委員又は代理委員の被選挙資格があるのは、コミュニティ参事会の選挙の投票権を有し、委員

会の管轄区域に住民登録されている、七十歳に満たないか、会期中に七十歳に達する者である。親権者法第十一章第七条による財産管理人はこれを委員又は代理委員に選挙できない。法曹資格のある裁判官、検察官、警察官、矯正保護の職員もしくは弁護士又はその他裁判所において他人のために申立を進行することを職業としている者もこれを委員又は代理委員に選挙できない。監督委員会、独立して、選挙された者の資格を審理する。

委員の被選挙資格が停止する場合、その職務は消滅する。（一九九一年法律第五一〇号）

第四条 矯正保護委員会は、裁判官職にある者又はあつた者で、委員長であるべき一人の委員及びそのほかの四人の委員により構成される。代理委員は、政府の定める数が選任される。政府は、委員長、その他の委員及び代理委員を選任する。委員長不在の際には、委員長に代わつてその職務を遂行するために政府の選任した者又は委員長に任じられ得る者の代理委員が右の職務を行う。

緊急の場合及び重要性の小さい事件では、委員長単独で委員会を代表して決定することができる。右の決定は直後の委員会の会議にこれを届出なければならない。

委員長、その他の委員及び代理委員の任期は五年とす

る。任期の満了以前に委員又は代理委員が辞任する場合、残存期間について新たな委員又は代理委員が選任される。（用語Ⅱ旧第三条Ⅱ及び文言は一九八三年法律第二四〇号による。）

第五条 監督委員会及び矯正保護委員会の委員及び代理委員は、裁判職宣誓を行わなければならない。委員及び代理委員に関しては、裁判官の場合と同一の除斥規則を適用しなければならない。但し、訴訟手続法第四章第十三条に述べるところは、監督委員会の委員及び代理委員に關してはこれを適用しない。

第一項に述べる委員会の決定に關しては上級裁判所の刑事訴訟事件における評決に關して法定されているところを適用可能な範囲で遵守するに足りるものとしなければならない。（一九八一年法律第二二一号）

第六条 監督委員会の処理する事件において対象者が口頭で審問を受けることを要求する場合には、その機会を対象者に用意しなければならない。

矯正保護委員会における事件においては、それが有用かつ適當であると考えられる場合に口頭で審問を受ける機会を対象者に用意しなければならない。（一九八一年法律第二二一号）

第七条 拘禁に処された者は、第二十六章第十一条、第十二条第二文又は第十三条第二文による矯正保護の決定について、監督対象者が登録されている保護観察事務所が存する地域を管轄地域とする監督委員会にその審理を要求することができる。監督委員会は職権で右の決定を再審理し又は右の決定を言渡すこともできる。矯正保護は上記の規定による事件を監督委員会に裁決のため移送することができる。

拘禁に処された対象者が第二十六章第十一条、第十五条、第十八条、第十九条又は第二十二条による監督委員会の決定に満足しない場合、右の対象者は矯正保護委員会に右の決定の審理を要求することができる。(一九九八年法律第六〇四号、二〇〇五年法律第九六七号)

第八条 第七条第一項の規定は同様な方法で保護観察に処された者に関してこれを準用する。

保護観察に処された者は、高等裁判所に対して第二十六章第十五条又は第二十八章第五条の二第二項、第七条もしくは第十一条に掲げる問題における監督委員会の決定について不服を申立てることができる。不服申立書は、これを監督委員会に提出しなければならない。不服申立期間は不服申立人が決定を受領したときからこれを計算

する。高等裁判所においては、地方裁判所の決定に対する上訴に関する訴訟法の規定を適用する。但し、高等裁判所が監督委員会の決定を審理するためには、審理許可を必要としない。(一九九四年法律第一〇三七号、二〇〇五年法律第四五号、二〇〇五年法律第六八八号)

第九条 第二十六章による条件付きで承認された自由の没収に関する事件において付添人の必要性がないと考えてはならない場合、その措置の対象となつた者のために国選付添人が命じられなければならない。(一九九六年法律第一六二三号)

第十条 第七条及び第八条に掲げる矯正保護及び監督委員会の決定は、他に命令のない場合、直ちに効力を発生する。(一九九八年法律第六〇四号、二〇〇五年法律第九六七号)

第十一条 本法により、第七条及び第八条に述べる以外の場合に監督委員会が言渡した決定、第八条により高等裁判所が言渡した決定又は矯正保護委員会が言渡した決定に対しては不服を申立てることはできない。(一九八一年法律第二一一号)

第三十八章 訴訟法規定等

第一条 条件付判決に処された者は、宣告された制裁に關して、上訴期間の満了以前に判決に同意するとの意思表示をすることができる。右の同意意思表示は、第二十七章第二条に基づいて宣告された罰金をも対象とするものでなければならぬ。右の同意意思表示は、政府の定める手続きでこれを提出しなければならない。

定められた手続で提出された同意意思表示はこれを取消することができない。対象者が判決について上訴した場合、罪に対する制裁に關する対象者の申立は右の同意意思表示によつて取消されたと解さなければならない。

拘禁の判決及び閉鎖的少年保護の判決にかかる同意意思表示に關しては別に法定する。（一九九八年法律第六〇四号）

第二条 第三十一章第一条に基づいて裁判所がある者を社会サービス領域内の保護に委託し、かつその後に対象者が第三十一章第一条第二項又は第三項に基づいて言渡された遵守事項に本質的に違反した場合、訴訟事件で最初に判決した裁判所は、檢察官の申請の後に保護に委託する命令を取消し、罪について他の制裁を判決することが

できる。この際第三十一章第一条第三項第一号により宣告された罰金及び第三十一章第一条第三項第二号による少年奉仕命令の遵守事項の結果対象者が負担したところに相當な配慮をしなければならない。

裁判所は、第一項に従い命令を取消すことに代えて、警告が十分な措置である場合、警告を対象者に言渡す旨決定することができる。

第一項に規定する場合が存在しない場合であっても、同項の規定は、社会福祉委員会が少年法律違反者に関する特別規定（一九六四年法律第一六七号）第十一条による意見の中で説明している計画された保護もしくは措置が実現しなかつた場合又は右の保護が意見の中で説明された計画から本質的に逸脱している場合にもこれを準用する。裁判所がある者を第三十一章第二条に基づく保護に委託し、かつ社会福祉委員会が裁判所あての意見の中で準備すると明言した保護が用意できないと判明した場合も同様とする。（一九九四年法律第九七号、一九九八年法律第六〇四号）

第二条の二 判決より生じるところに従い、刑の量定又は制裁の選択に際し、被告人が罪の結果就職先から解雇又は解雇予告に襲われることになるか否かを特に考慮しな

ければならず、かつこの面から判決の基礎となつた仮定が誤つていた場合、検察官又は対象者の申請の後に、訴訟事件において最初に判決した裁判所は、宣告した判決を取消して右の罪について新たな制裁を判決することができる。但し、これは先に宣告された制裁が完全に執行されていない場合にのみ適用する。右の申請がなされる場合、裁判所は先に宣告された制裁を当面執行できない旨命令することができる。

先の制裁が条件付判決又は保護観察であつて新しい判決を拘禁に定める場合、刑を定めるに当たり対象者が条件付判決又は保護観察の結果負担したところに相当な配慮をしなければならない。この際右の罪に対して定められているところより短い刑期の拘禁を判決することができる。拘禁又は閉鎖的少年保護を取消して同種の新しい制裁を裁判所が判決する場合、裁判所は、先の制裁が執行された期間を新しい制裁の執行期間と解さなければならない。裁判所は、その決定の中に既に執行された期間を示さなければならない。(一九八八年法律第九四二号、一九九〇年法律第三六号、一九九八年法律第六〇四号)

第三条 第二十七章第二条の二第三項、第五条第三項又は第六条による措置の問題は、条件付判決が言渡された訴

訟事件を最初に裁判した裁判所がこれを取扱う。第三十一章第一条第四項による措置の問題は、社会サービス領域内の保護への委託が宣告された訴訟事件を最初に裁判した裁判所がこれを取扱う。

第二十八章第八条よる請求は、事件において提案をした監督委員会が活動している地域を管轄する地方裁判所又は保護観察が宣告された訴訟事件を最初に裁判した裁判所にこれを提起する。

本条に掲げる訴訟事件は、調査並びに費用及びその他の事情にてらして適当と認められる場合には、対象者に対する刑事訴訟事件が係属している裁判所又は対象者が継続して居住していた場所の裁判所がこれを取扱うことができる。(一九九八年法律第六〇四号)

第四条 第三十四章第十条による届出は、訴訟事件の一部における最初の裁判所にこれを行う。

第三十四章第十八条による届出は、訴訟事件において最初に判決した裁判所にこれを行う。(一九八一年法律第二一一号)

第五条 第二十七章第六条又は第二十八章第八条に掲げる請求は、訴訟事件の取扱いに関する申請が対象者に送達されたときに係属したものと解されなければならない。

（一九八一年法律第二二一号）

第六条 第二条もしくは第二条の二、第二十七章第六条、第二十八章第九条又は第三十四章第十條第二項もしくは第十八条に掲げる問題を地方裁判所が裁判するときには参審員が関与する。第三十四章第一条第三号による制裁の取消し、第三十四章第四条による条件付で承認された自由の没収もしくはその他の措置、並びに第三十四章第五条第三項もしくは第三十四章第六條第二項による措置の問題に関しても同様としなければならない。

第二十七章第二条の二三第三項もしくは第五条第三項、第二十八章第十一条第一項及び第二項又は第三十一章第一条第四項に掲げる問題の裁判に際して、地方裁判所は単独の法曹資格のある裁判官により裁判することができ。 （一九九八年法律第六〇四号）

第七条 削除（一九八一年法律第二二一号）

第八条 第二条もしくは第二条の二又は第二十七章第二条の二三第三項、第五条第三項もしくは第六条、第二十八章第九条、第三十一章第一条第四項又は第三十四章第十條第二項に関する訴訟事件において地方裁判所は、対象者に陳述の機会を与えなければならない。対象者が口頭で審問されることを要求する場合、対象者にその機会を与

えなければならない。第三十四章第十八条による措置に関する訴訟事件においては、それが可能な場合対象者に陳述する機会を与えなければならない。裁判所の事案についての裁判は決定による。

第二十八章第十一条第一項及び第二項による措置は、対象者に陳述の機会を与えないでこれを決定することができる。 （一九九八年法律第六〇四号）

第九条 第二十七章第二条の二三第三項もしくは第五条第三項、第二十八章第十一条第一項及び第二項、第三十一章第一条第四項又は第三十四章第十條第二項もしくは第十八条に関する裁判所の決定は、他に定めのない場合、直ちに効力を生じる。遵守事項、監督又は觀察期間に関する第二十七章第六條、第二十八章第九條又は第三十四章第四條、第五條もしくは第六條による裁判についても同様とする。 （一九九八年法律第六〇四号）

第十条 裁判所又は監督委員会の決定した警告は、遅滞なくこれを対象者の面前で言渡さなければならない。決定と同時に警告を言渡すことができない場合、警告の言渡しはこれを他の裁判所又は監督委員会に委託することができる。

第十一条 削除（一九七三年法律第九一八号）

第十二条 警察官署は、裁判所、監督委員会、矯正保護に

対して、本法による訴訟事件又は事件において対象者の出頭又は第二十六章第二十二条もしくは第二十八章第六条の三もしくは第十一条による対象者の引致について助力しなければならぬ。(一九九三年法律第二〇七号、一九九八年法律第六〇四号、二〇〇五年法律第九六七号)

第十三条 本法による矯正保護の決定に対しては特に定めのある場合を除き、不服申立することはできない。(二〇〇五年法律第九六七号)

第十四条 第二十六章第六条第三項による仮釈放の延期及び第二十六章第七条による仮釈放の延長並びにに第三十八章第十七条第二文による却下に關する矯正保護の決定に対しては一般行政裁判所に不服申立することができる。

行政高等裁判所への不服申立については審理許可が必要である。(一九九八年法律第六〇四号により新設、二〇〇五年法律第九六七号)

第十五条 第十四条に掲げる決定に対しては、右の決定が矯正保護によつて再審理される以前に不服申立をすることはできない。再審理は、決定がその決定の当事者の意に反する場合に右当事者の要求によりこれを行うことが

できる。再審理のなされていない決定に対する不服申立は、再審理の要求と解さなければならない。

本条による再審理に際しては決定を個人の不利に変更してはならない。(二〇〇五年法律第九六七号)

第十六条 再審理の要求は、書面でなされ、個人が決定を受領した日より三週間以内に矯正保護に到達しなければならない。再審理の要求の中で、個人は対象とする決定が何で、自分が要求する決定の変更が何かを示さなければならない。(二〇〇五年法律第九六七号)

第十七条 矯正保護は、再審理の要求の書面が正しい期間に届いたか否かを審理しなければならない。書面が著しく遅く届いた場合には、その遅延が右の公務所が再審理の要求の方法について誤つた通知を個人にしていたことによる場合を除き、右の書面を却下しなければならない。(二〇〇五年法律第九六七号)

第十八条 第十四条による矯正保護の決定に対する不服申立は、事件における最初の決定がなされたときに個人が収容登録されていた矯正保護施設の存する裁判管轄区の州裁判所にこれを行わなければならない。(二〇〇五年法律第九六七号)

第十九条 政府又は政府の定める公務所は、第二十七章第

二条の二第一項、第二十八章第二条の二第一項及び第三十一章第一条第三項第二号に掲げる無償労働の際に対象者が起こした損害に対する国からの補償について規定を制定することができる。（一九九八年法律第六〇四号により新設、二〇〇五年法律第九六七号）

刑法施行法

（一九六四年法律第六三三号）（抄）

第一条 議会により一九六二年に採択され、同年二月二日に公布された刑法典（第七〇〇号）は、以下に法定されたところとともに一九六五年一月一日に効力を生じる。（以下編略）

第二条 刑法典により以下に法定するところより生じる制限を伴い一八六四年二月一六日の刑法は、第六章第一条ないし第七条を例外としてこれを廃止する。（以下編略）

第三条 法律又は法令に刑法典又は本法の規定により置かえられた法文の引用がなされ又は掲げられる場合、刑法典又は本法の規定がその代わりに適用される。

第四条 法律又は法令の中に罪に対する拘禁がその長期を指示せずに法定されている場合、拘禁は一年を超えてこれを宣告することができない。

懲役に処することはできない。その代わりに懲役に法定された刑期の拘禁に処する。但し、裁判所が一九六五年一月一日以前に懲役に処した訴訟事件にはこれを適用してはならない。

第五条 何人も行為が行われたときにその行為に刑が法定されていない場合は、刑に処されない。

刑は、行為が企てられたときに有効であつた法律に従つてこれを定めなければならない。判決が言渡されるときに別の法律が有効である場合には、その法律が無罪又は軽い刑に導くものであればこれを適用しなければならない。今述べたことは、問題が特別な状況に基づき一定期間刑を科される行為に関するものであるときはこれを適用してはならない。

罪に対する刑以外の他の制裁の宣告に関しては、刑法典に法定されているところが一九六五年一月一日以前に犯された行為にも適用される。但し、旧刑法第五章第五条に掲げる精神状態の影響下に犯された行為の場合には、特別保護への委託以外の制裁はこれを適用しない。

（第四項編略）

第六条 （以下編略）

〔補注〕

本稿が二〇〇六年二月一日現在の正文を基礎にしていることから、二〇〇六年中の改正は本文に含まれていない。そこで、この補注では二〇〇六年中の主要な改正を摘記しておくたい。

一、家族に対する罪に「児童の養子の同意又は許可の不適切な取得」の罪の追加。刑法第七章に第七条、「十八歳未満の者を他人の養子にする際脅迫もしくは欺罔により又は不適切な補償を約束もしくは与えることにより、右の養子同意又は許可を取得する者は、「児童の養子の同意又は許可の不適切な取得」として罰金又は二年以下の拘禁に処する。」(二〇〇六年法律第二七四号)が追加された。この罪の未遂も処罰される。

二、罰金の金額が変更された。二十五章に改正があり、日数罰金の日額の五十クローネ以上一千クローネに、日数罰金の最低額が七百五十クローネに変更された。

定額罰金の金額が二百クローネ以上四千クローネ以下に変更され、併合された刑罰としての定額罰金は一万クローネ以下に変更された。

以上の改正は、二〇〇六年法律第二七四号によりおこなわれ、本年十月一日に施行された。

三、仮釈放の延期及び延長に関する二十六章の六条、七条及び九条が改正されて受刑者の要求による延期が廃止され、

仮釈放の延期と延長とが用語上延期に統一された。(二〇〇六年法律第四三一号)

四、三十一章の章名が「一定の場合における特別保護への委託」に変更になり、第一条と第一条の二の規定が削除された。

五、三十二章が「少年に対する特別保護への委託」という章名で新設され、削除された三十一章一条及び一条の二の規定の内容がここに移された。その規定は次の通りである。

刑法第三十二章 少年に対する特別保護への委託

第一条 二十一歳未満の者で罪を犯した者は、その男又は女が社会サービス法(二〇〇一年法律第四五三号)又は少年の保護に関する特別規定(一九九〇年法律第五二号)による保護又はその他の措置を特に必要とし、かつ右の保護又は措置が右の者に準備できる場合、これを少年の保護に処することができる。右の保護は右の少年の好ましくない発達に対抗することを目的としなければならない。

少年の保護は、社会サービスの計画した措置が、常に少年奉仕命令又は罰金と結合して、犯罪の刑罰価値及び種類並びに少年の前歴にてらして十分介入的と解される場合にのみこれを宣告することができる。

社会サービス法に基づいて措置をとるべき場合、裁判所は、少年が社会福祉委員会の策定した少年契約を守るべき

旨の遵守事項を言渡さなければならない。

少年の保護に関する特別規定に基づいて措置をとるべき場合、社会福祉委員会の策定した保護計画を判決に付加しなければならない。

少年の罪によつて財産に対する損害が生じた場合であつて、社会への少年の適応を促進するのに適すると判断される場合には、裁判所は、少年の保護の宣告と結合して、判決に示す時期及び方法で少年が損害を回復又は限定すべき作業又は罪及び損害に於てらして適当と認められる作業によつて損害受忍者を援助すべき遵守事項を定めることができる。右の遵守事項損害受忍者の同意を伴うときにのみこれを言渡すことができる。（二〇〇六年法律第八九一号）

第二条 二十一歳未満の者で罪を犯した者は、少年奉仕命令に同意し、かつその制裁が右の男又は女の個人的事情又はその他の事情に於てらして適当であるばあい、これを少年奉仕命令に処することができる。少年奉仕命令に処された者は、二十時間以上百五十時間以下の無報酬の作業を実行し、かつその他の特に用意された活動に参加する義務を課されなければならない。

十八歳を超えてゐる者は、特別な理由がある場合にのみこれを少年奉仕命令に処することができる。

裁判所は、少年奉仕命令が、犯罪の刑罰価値及び少年の前歴に於てらして十分介入的と解され、かつ少年の保護に処

する理由が存在しない場合にのみこれを宣告することができる。少年奉仕命令と罰金の間の選択においては、少年奉仕命令が介入的であり過ぎない場合に少年奉仕命令を選択しなければならない。（二〇〇六年法律第八九一号）

第三条 犯罪の刑罰価値もしくは種類又は少年の前歴に於てらして必要がある場合、裁判所は、少年の保護を下記の処分と結合することができる。

一、第二条第一項もしくは第二項による少年奉仕命令、又は

二、当該の罪に罰金が定められているか否かに関係なく、二百日以下の日数罰金。

少年奉仕命令と罰金の間の選択においては、少年奉仕命令が介入的であり過ぎない場合に少年奉仕命令を選択しなければならない。（二〇〇六年法律第八九一号）

第四条 対象者が、少年契約を守るべき旨の少年の保護の際の遵守事項又は少年奉仕命令の判決に従い本人に課せられたところを本質的な程度で実行することをしない場合、裁判所は、検察官の申立に基づき判決中の犯罪について宣告された罰金以外の制裁を取消し、これについて新たな制裁を定めることができる。裁判所は、警告が十分な制裁である場合には、制裁の取消しに替えて、対象者に警告を言渡すこともできる。

第一項に示す以外の理由で、少年契約又は保護計画によ

り計画された保護又は計画された措置が実現しないか又は右の保護もしくは措置が右の契約もしくは保護計画で計画されたところからはなはだしく逸脱する場合、裁判所は、検察官の申立に基づき判決中の犯罪について宣告された罰金以外の制裁を取消し、これについて新たな制裁を定めることができる。第一項に示す以外の理由で、少年奉仕命令の判決が本質的な部分で相当な期間内に完了し得ない場合も同様である。

裁判所が第一項又は第二項による取消しについて決定する場合、新たな制裁を定めるとき、裁判所は、取消された制裁の結果対象者が負担したこと及び第三条第二項により宣告された罰金に相当な配慮をしなければならない。(二〇〇六年法律第八九一号)

第五条 男又は女が十八歳未満で罪を犯した場合であつて、裁判所が第三十章を適用して、制裁を拘禁に定めるべきであると認めるとき、裁判所はそれに替えて制裁を定期の閉鎖的少年保護に定めなければならない。但し、司法処理の際の被告人の年齢又はその他の事情にてらして、特別な理由がある場合はこの限りでない。

裁判所は、閉鎖的少年保護の期間を十四日以上四年以下に定めることができる。

執行に関する規定は閉鎖的少年保護の執行に関する法律(一九九八年法律第六〇三号)に定める。(二〇〇六年法律

第八九一号)

六、三十六章中企業罰金に関する規定に改正があり、企業罰金の金額が五千クローネ以上一千万クローネに変更された他、その要件等に変更が加えられた。

七、その他、以上に関連して技術的な改正がなされている。